

ご存知ですか？ 高齢者福祉サービス

市では、高齢者のかたが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、介護予防や自立支援を目的としたさまざまなサービスを行っています。ここでは、高齢者のかたを支える福祉サービスや相談窓口を紹介します。

健康福祉課 高齢・障害係	☎⑤ 1 1 8 3 (保健福祉センターひだまり1階)
地域包括支援センター	☎⑤ 1 1 8 2 (保健福祉センターひだまり1階)
介護保険係	☎⑤ 1 1 8 6 (市民文化会館1階)

高齢者福祉サービス

市では、在宅で暮らすおむね65歳以上のかたに対して、介護保険制度とは別に、各種福祉サービスを行っています。

緊急通報システム設置サービス

市では、一人暮らしの生活に不安を抱えている高齢者のかたに、安心して鳥羽で暮らし続けていただくために、緊急通報システムを貸し出しています。

緊急通報システムは、ご家庭の電話回線を利用して健康の相談や緊急時の通報ができます。



緊急ボタン

- （青色・大きな丸）
- ・体の具合が悪い時
 - ・助けを呼んでほしい時
 - ・救急車が必要な時に押すボタンです。

緊急通報装置

相談ボタン

（黄色・四角）
心配や困った時など、相談したい時に押すボタンです。



ペンダント型送信機

緊急通報装置から離れたところでも通報可能なペンダント型送信機です。

家の中どこでも持ち運び可能で、防水仕様なので、お風呂場でも使用できます。

るシステム装置です。

ご家庭の電話機に緊急通報システムを設置すると、ボタンを押せば、相談センターにつながり、24時間365日体制で素早くて確かな対応を受けることができます。

また、健康の相談にも、看護師、管理栄養士などのスタッフがあそび細かく対応します。

対象者 一人暮らしの高齢者や、高齢者だけで暮らすかたなどで、心疾患や脳血管障害などの病歴があるなど、身体に不安のあるかた

費用 貸与機器の設置および撤去費は市が負担します



立山相談センター。24時間365日体制で対応します



ボタンひとつで通報、そのまま会話できます

趣味創作型デイサービス

保健福祉センターひだまりで、カラオケ・囲碁将棋・お茶・お花・絵手紙・着付など趣味創作活動しながら、一日を楽しく過ごします。

対象者 60歳以上のかた

開催 第1・2・3土曜日

費用 1回あたり100円

（別途材料費などをいただきます）



趣味創作型デイサービスでの活動の1コマ

外出支援サービス

自宅から医療機関の間を送迎します。

対象者

- ・身体障害者手帳を持っているかたで、歩行困難なかた
- ・介護保険の要介護認定で要介護と認定されたかた、または同程度のかた

回数 週1回または2週間に1回



自宅から病院の間を送迎する外出支援サービス

配食サービス

栄養バランスのとれた食事を自宅までお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

対象者 一人暮らしの高齢者や高齢者だけで暮らすかたで、栄養改善が必要であり、調理が困難なかた。または、障がいなどで調理のできないかた

回数 最大1日2食（昼・夕）
月曜から土曜まで
費用 1食400円
食事の種類 普通食、糖尿食、減塩食、腎臓食、ミキサー食



食事と安心をお届けする配食サービス

軽度生活援助サービス

日常生活の軽易な援助（代行）を行います。
在宅での自立した生活の継続を目的とします。

サービスの内容 食材の買い出し代行、家周りの手入れ（大がかりなものは除く）、寝具など大物の洗濯・日干し、家屋内の整理整頓など

対象者 一人暮らしの高齢者や高齢者だけで暮らすかたなどで、日常生活に支障のあるかた

※介護保険認定済みのかたは、介護保険サービスが優先されます。

回数 週1回1時間
（月最大4時間まで）
費用 1時間あたり100円

要介護認定者向け助成制度

家族への介護慰労金支給

対象者 次のいずれにも該当する寝たきり高齢者などを介護しているかた

- 要介護4以上と認定され1年以上経過しているかた
- 過去1年間介護サービスを受ける（1週間程度のショートステイを除く）、疾病などにより90日以上以上の入院をなかったかた
- 市県民税非課税世帯に属するかた など

支給額 対象者1人につき年額10万円

高齢者家族への介護手当支給

在宅で要介護者を介護している家族に対し、介護負担を軽減するための介護手当を支給します。

対象者 次のいずれにも該当する寝たきり高齢者などを介護しているかた

● 「要介護2・3」に該当するかた

● 市県民税非課税世帯に属するかた

● 1か月につき15日以上在宅で介護をするかた など

支給額
○ 要介護2・3のかた
月額2,000円
○ 要介護4・5のかた
月額4,000円

支給月 4月・10月の年2回、次の支給月までの6か月分を支給します。

紙おむつの支給

常時おむつを必要とするかたに、紙おむつ支給のための利用券を配布します。

対象者 次のいずれにも該当するかた

- 鳥羽市に住民票を持っているかた
- 鳥羽市から要介護2以上と認定されたかた

● 対象者本人が市県民税非課税のかた

● 特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所されていないかた など

※グループホームや有料老人ホーム、病院に入院されているかたは支給対象となります。

支給額

○ 要介護2・3のかた
月額3,000円
○ 要介護4・5のかた
月額6,000円

利用券で交換できる介護用品
紙おむつ（フラットタイプ、パンツタイプ、リハビリタイプ）、尿取りパッド

申請方法 申請書は、健康福祉課介護保険係（市民文化会館1階）、保健福祉センターひだまり、各連絡所にありますので、医師の発行するおむつ使用証明書を添付して提出してください。申請の翌月から支給対象となります。

※利用券は、鳥羽市内の販売協力店でおむつなどと引き換えできますが、利用券の額面を上回る場合の差額は自己負担となります。



船賃の助成

離島の高齢者や障がい者のかたがデイサービス・デイケア施設やショートステイ施設を利用する場合には、その船賃を助成します。

高齢者相談窓口

市では、高齢者の相談窓口を開設しています。

高齢者が、住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、相談を受け、何ができるか、どういった制度が利用できるか、必要な関係機関へつなげるなど、相談者と一緒に考えていきます。

高齢者の生活に関連して相談したいことがあれば、健康福祉課地域包括支援センターへ問い合わせてください。



高齢者の相談はわたしたちにお任せください